

工事における工期の延長に伴う増加費用の積算にあたっての留意点

1 対象工事

発注者が、工事請負契約書第 19 条により必要があると認め、設計図書^{*1}の変更を行い、工期を延長する工事とする。

ただし、工事請負契約書第 19 条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事を除くものとする。

対象となる工事例

- ・現場説明書（現場説明事項・施工条件明示事項）に、電柱移転完了時期を 9 月末と記載していたが、移転完了が 11 月末となり、これに伴い、現場説明書の記載を変更し、工期を 2 ヶ月間延長した場合 等

以下の場合、対象外となります。

- ・工事契約書第 18 条第 1 項に基づく請求に伴い、設計図書の変更を行い、工期を変更した場合
- ・工事契約書第 22 条に基づく受注者からの工期延長請求により、工期を変更した場合

2 増加費用の算定

- ① 増加費用の算定は、工事延長の期間が 3 ヶ月以内の場合は、国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）（岩手県、宮城県、福島県を除く）第 I 編第 10 章 2-2（2）に記載の算定式により算定する。工期延長が 3 ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定する。

ただし、工事延長を契約後準備工着手前^{*2}に工期延長をした場合は、工事延長等に伴う増加費用は計上しない。また、準備工期間^{*3}に工期延長をした場合は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者から工事延長に伴い追加となった工事現場の維持等の費用に係る「明細書」の提出を求め、その「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

② 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎の設計書において工期の延長に伴う増加費用を計算し、合算した金額を設計書鏡の様式－４において「中止維持費」に入力し、変更契約額を算出する。

③ 令和２年１０月１日以前に起工起案した工事について、増加費用を算定する際は、当初設計書で適用している労務単価及び積算基準及び標準歩掛土木工事編（１）第１編第１０章の別表－１に記載の係数を用いる。

３ その他

基準を適切に運用できるように、工期に影響する事項については、必ず現場説明書に記載してください。（現場説明書に記載していないと、設計図書の変更を伴わないため、工事請負契約書第１９条に基づく工期延長を行うことはできません。）

※１ 仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書、工事数量総括表

※２ 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での準備工に着手するまでの期間

※３ 契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間